

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴う規定整備を行うため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 6 年伊丹市条例第 号）

（伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 1 条 伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年伊丹市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第 2 条 伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 1 7 年伊丹市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第 3 条 伊丹市行政不服審査法施行条例（平成 2 8 年伊丹市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市一般職員服務分限条例の一部改正）

第 4 条 伊丹市一般職員服務分限条例（昭和 2 6 年条例第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 5 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 4 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 6 条 伊丹市職員退職手当支給条例（昭和 2 7 年条例第 2 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号，第 1 3 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号，第 1 4 条第 1 項第 1 号並びに第 1 6 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市環境保全条例の一部改正）

第 7 条 伊丹市環境保全条例（昭和 46 年伊丹市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 2 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市消防団員の任用等に関する条例の一部改正）

第 8 条 伊丹市消防団員の任用等に関する条例（昭和 28 年条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第 9 条 伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年伊丹市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項におい

て同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(伊丹市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の伊丹市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第16条第4項並びに伊丹市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。